【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月16日
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　佐藤　秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	森下　泰幸
【電話番号】	（03）6447－3086
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	インベスコ　欧州エクイティファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ　欧州エクイティファンド
以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

・ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けます。
・受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関※の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
※社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。
・振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
・委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
・委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。
＊受益権１口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

購入の申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
※基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧エクイ」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

・購入時手数料※１は、購入口数、購入金額※２または購入代金※３などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.16%（税抜き2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。
詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。
※１購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
※２「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。
※３「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。
・「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成29年２月17日から平成30年２月15日まで

＊継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

＊ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。

＊ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(12)【その他】

・申込証拠金はありません。
・購入代金には利息を付しません。
・日本以外の地域における発行はありません。
・クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ http://www.invesco.co.jp/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	英国および欧州大陸の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目標として運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ａ．ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信		
投資対象地域	国内		目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外		
	内外		
投資対象資産	株式	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	その他資産	
	資産複合		

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

b．ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象資産	株式		大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの（目論見書または信託約款において、主として投資する株式について、大型株または中小型株の特段の記載がないもの）
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
為替ヘッジ※	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	英国および欧州大陸の優良企業の株式を厳選し、これらに分散投資することにより、投資信託財産の成長を図ります。
2.	ＭＳＣＩヨーロッパインデックス（円換算ベース）※1をベンチマーク※2として運用を行い、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ※1 ◇「ＭＳＣＩヨーロッパインデックス（円換算ベース）」とは、ＭＳＣＩインクが公表する基準日前営業日の「ＭＳＣＩヨーロッパインデックス（米ドルベース）」に基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）を乗じ、委託会社で独自に円換算したものです。 ◇「ＭＳＣＩヨーロッパインデックス（米ドルベース）」は、ＭＳＣＩインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。ＭＳＣＩインデックスは、ＭＳＣＩインクの知的財産であり、ＭＳＣＩはＭＳＣＩインクのサービスマークです。 ◇この情報はＭＳＣＩインクの営業秘密であり、またその著作権はＭＳＣＩインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。また、ここに掲載されるすべての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をＭＳＣＩインクは何ら保証するものではありません。 ◇「ＭＳＣＩヨーロッパインデックス」の構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。かかる見直しに伴い、ファンドはベンチマークを変更することがあります。 ※2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
3.	外貨建資産の投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。 ただし、投資環境がファンドに重大な影響を与えると判断される場合には、為替ヘッジを行うことがあります。
4.	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、オックスフォードシャー）に運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ファンドの投資戦略

投資戦略
■バリュエーション（投資価値）を重視した、柔軟かつ実践的なアクティブ運用 ■短期的な市場の非効率性に着目し、適切なファンダメンタル分析により、さまざまな環境下で長期的な相対パフォーマンスを獲得

⑥ファンドの運用プロセス

運用プロセス

■ポートフォリオの構築

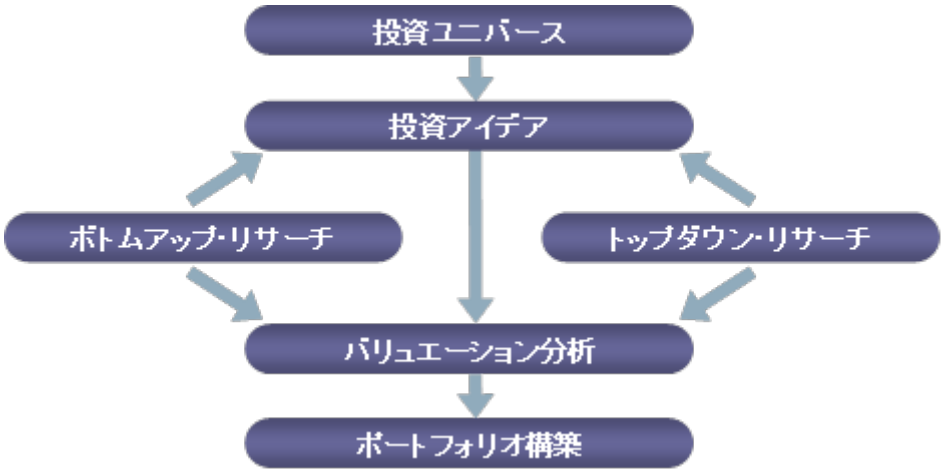

◆投資ユニバース
・英国および欧州大陸の企業の株式
◆トップダウン・リサーチ
・グローバル/地域/各国の主要経済指標の分析
・外部のエコノミストおよびストラテジストの分析や予測
◆ボトムアップ・リサーチ
・企業訪問、取材、厳選された外部ブローカー調査
・潜在需要、価格決定力、マーケット・シェア動向、経営戦略、キャッシュ・フローなどの調査・分析
◆バリュエーション分析
・株価収益率（PER）などのバリュエーション指標を用いた銘柄分析
◆ポートフォリオ構築
・バリュエーション分析を基に、魅力的な株価水準にある銘柄を選択
・ファンダメンタルズ分析を基に、十分な株価成長が期待できる銘柄を選択
・ポートフォリオの銘柄集中度、トラッキング・エラーなどを考慮

■ポートフォリオのメンテナンスと見直し
◆ポートフォリオの一貫性のモニター
◆ファンドのリスク状況、投資制限遵守状況のチェック
◆チーフ・インベストメント・オフィサーと担当ファンド・マネジャーによる、投資戦略や運用成績の評価
◆欧州株式チーム・ヘッドと担当ファンド・マネジャーによる、ポートフォリオのレビュー

◆ファンドの運用プロセス等は、平成28年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【ファンドの沿革】

平成10年７月31日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
平成19年１月４日	投資信託振替制度への移行

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a．ファンドの関係法人の概要

b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 みずほ信託銀行株式会社 ＜再信託受託会社＞ 資産管理サービス信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、資産管理サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社 インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が投資顧問会社に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（平成28年12月30日現在）
沿革	昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成２(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成８(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 平成26(2014)年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
大株主の状況	（平成28年12月30日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

２【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を目標として、運用を行います。
主な投資態度	・英国や欧州大陸の優良企業の株式を厳選し、これらに分散投資することにより、投資信託財産の成長を図ります。 ・ベンチマークをＭＳＣＩヨーロッパインデックス（円換算ベース）とし、これを上回る投資成果を目指します。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 ・外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるもの））	ａ．有価証券 ｂ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条に定めるものに限ります。） ｃ．約束手形 ｄ．金銭債権
投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 ａ．株券または新株引受権証書 ｂ．国債証券 ｃ．地方債証券 ｄ．特別の法律により法人の発行する債券 ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） ｆ．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。） ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。） ｈ．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。） ｉ．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。） ｊ．コマーシャル・ペーパー ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記ａ．からｋ．までの証券または証書の性質を有するもの

投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 ａ．預金 ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） ｃ．コール・ローン ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

①インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの運用体制

運用体制図	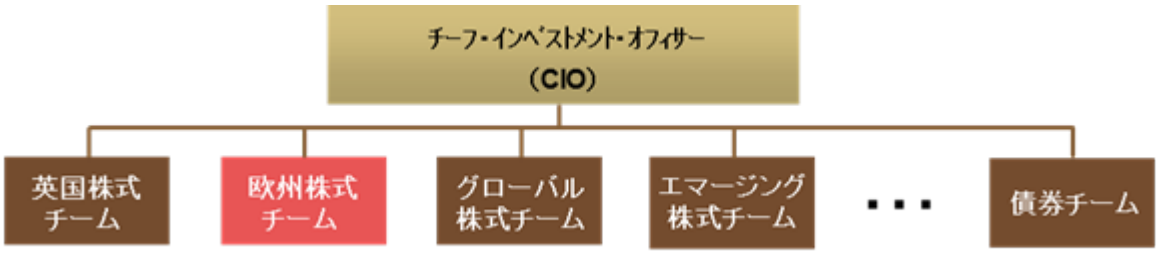
ファンドの運用体制の概要	委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。 ファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの欧州株式チームが担当します。

②ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（５名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・プロダクト・マネジメント本部（15名程度）は、投資顧問会社およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（５名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ＊「３　投資リスク　(2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、平成28年12月30日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年１回の11月19日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含めた利子配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	ａ．「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 ｂ．「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債※１への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※１新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第19条の２第６項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条の２）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
信用取引の指図（第24条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図（第25条）	・投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所※2における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※２金融商品取引所とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
有価証券の貸し付けの指図（第26条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第27条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第28条）	投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
資金の借り入れ（第37条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3 【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

①基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

②基準価額のその他の変動要因等

分配金に関する留意点	分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
換金資金手当によるリスク	短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券等を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

①リスク管理体制の概要

リスク管理体制の概要

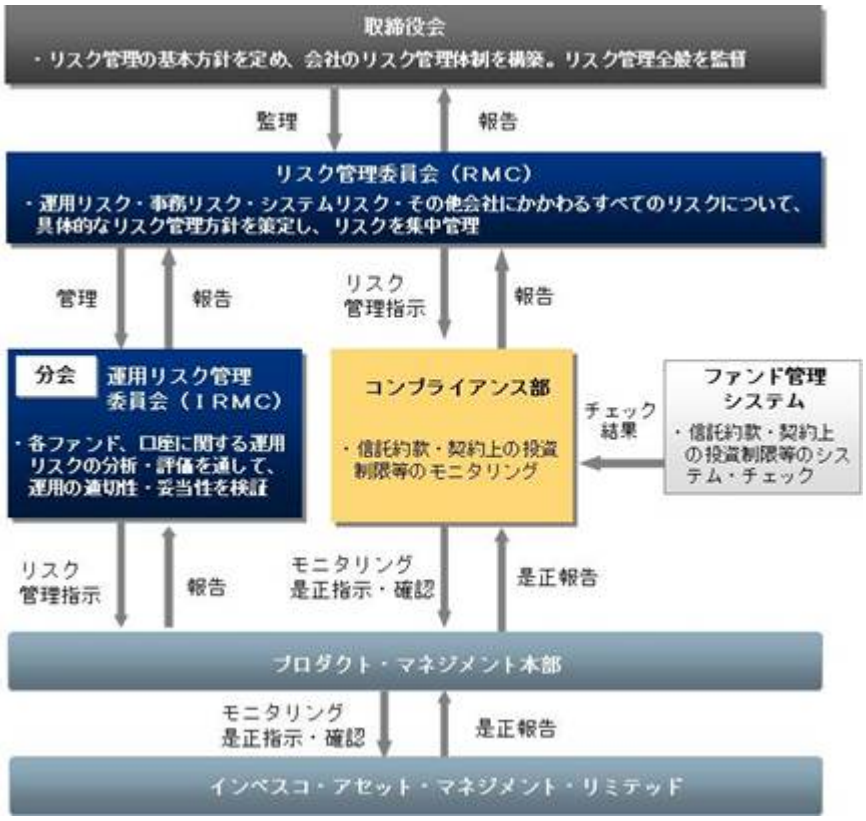

リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

②関係部署の役割

コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、その結果をRMCに報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。

③インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドにおけるファンドのリスク管理体制

トレーディング・システム	投資ガイドラインや投資制限違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合にはファンド・マネジャーに警告を発します。
インベストメント・オーバーサイトチーム	ポートフォリオ分析・モニタリングを行い、投資目的、ガイドライン、投資制限などの遵守状況を確認します。違反が認められた場合は、速やかにCIOおよびファンド・マネジャーに通知します。
CIOチャレンジ・プロセス	CIO、インベストメント・オーバーサイトチームヘッド、ファンド・マネジャーが出席し、主に以下の項目について議論します。 ・過去のパフォーマンスおよびリスク分析 ・過去の投資判断に関する定量・定性分析 ・現在のポートフォリオに関する定量・定性分析

◆上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド　　：2012 年 1 月～2016 年 12 月
代表的な資産クラス：2012 年 1 月～2016 年 12 月

＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

＊代表的な資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数は以下の通りです。海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み） TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債 NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース） シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース） JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2017, J.P. Morgan Chase & Co.　All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.16%（税抜き2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3 「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。
信託財産留保額	ありません。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

<table>
<tr><td>信託報酬の額</td><td>投資信託財産の純資産総額に年率1.62%（税抜き1.50%）を乗じて得た額とします。</td></tr>
<tr><td>信託報酬の配分</td><td>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。
<table>
<tr><td rowspan="2">配分
（年率）</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>0.70%</td><td>0.70%</td><td>0.10%</td><td>1.50%</td></tr>
</table>
＊委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。

信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。
<table>
<tr><th>配分先</th><th>役務の内容</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>支払方法</td><td>毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。</td></tr>
</table>

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸費用

該当する費用	・組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物取引やオプション取引等に要する費用 ・資産を外国で保管する場合の費用 ・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・受託会社の立て替えた立替金の利息 ・投資信託財産に関する租税 ・信託事務の処理等に要する諸費用
計算方法等	運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
支払方法	受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用）
計算方法等	その他信託事務の諸費用　上限固定率 純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%） ・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
支払方法	毎日計上し、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

＜照会先＞
上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ http://www.invesco.co.jp/

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。
<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。</td></tr>
<tr><td>解約金および償還金に対する課税</td><td>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。
<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</td></tr>
<tr><td>損益通算について</td><td>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

＊特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

◇少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金、解約金および償還金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。
<table><tr><td>平成49年12月31日まで</td><td>15.315%</td></tr><tr><td>平成50年１月１日以降</td><td>15%</td></tr></table>・源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。</td></tr>
</table>

◇個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金(特別分配金)※を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

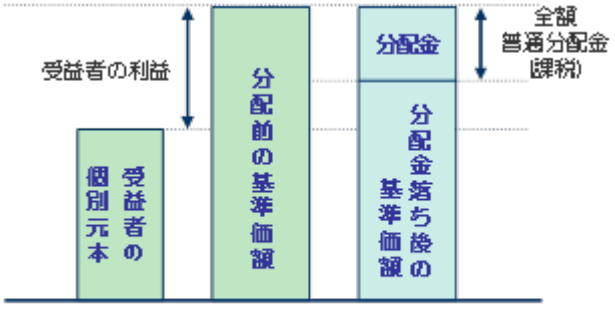

※上図は、イメージ図であり 個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

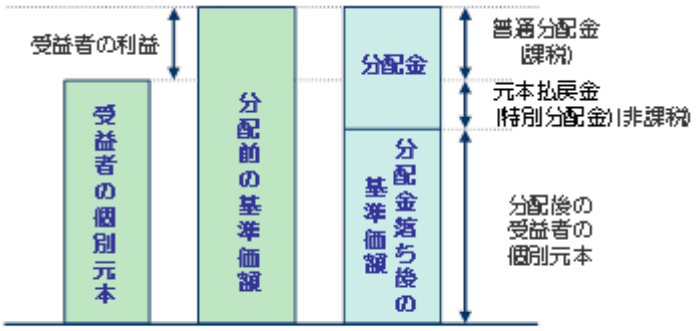

※上図は、イメージ図であり 個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、平成28年12月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1)【投資状況】(平成28年12月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株　式	イギリス	164,280,515	26.06
	フランス	123,201,818	19.54
	ドイツ	82,320,350	13.06
	イタリア	45,761,015	7.26
	オランダ	40,873,758	6.48
	デンマーク	25,710,321	4.07
	スペイン	25,290,847	4.01
	フィンランド	20,968,398	3.32
	スイス	19,498,810	3.09
	ノルウェー	13,513,345	2.14
	カナダ	13,348,132	2.11
	スウェーデン	12,807,361	2.03
	ベルギー	10,649,439	1.68
	ジャージー	9,658,462	1.53
	オーストリア	2,223,151	0.35
	小　計	610,105,722	96.80
投資証券	フランス	9,817,219	1.55
	スペイン	8,598,190	1.36
	小　計	18,415,409	2.92
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,698,405	0.26
合　計(純資産総額)		630,219,536	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(平成28年12月30日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	イギリス	株式	BARCLAYS	銀行	64,795	303.51	19,666,415	317.96	20,602,250	3.26
2	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM	電気通信サービス	8,928	1,771.78	15,818,523	2,000.00	17,856,089	2.83
3	フランス	株式	TOTAL	エネルギー	2,636	5,290.82	13,946,612	5,967.51	15,730,368	2.49
4	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL-B	エネルギー	4,061	2,959.38	12,018,061	3,371.93	13,693,448	2.17
5	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,586	8,177.43	12,969,413	8,502.93	13,485,654	2.13
6	カナダ	株式	AFRICA OIL	エネルギー	57,506	167.19	9,614,913	232.11	13,348,132	2.11
7	デンマーク	株式	A P MOLLER - MAERSK-B	運輸	70	148,995.00	10,429,650	188,430.00	13,190,100	2.09
8	フランス	株式	ORANGE	電気通信サービス	7,047	1,676.51	11,814,417	1,763.81	12,429,586	1.97
9	オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	銀行	7,396	1,568.10	11,597,712	1,634.97	12,092,294	1.91
10	フランス	株式	AXA	保険	3,940	2,687.12	10,587,292	2,922.71	11,515,493	1.82
11	イタリア	株式	ATLANTIA	運輸	4,161	2,453.43	10,208,732	2,747.25	11,431,320	1.81
12	フランス	株式	SOCIETE GENERALE	銀行	1,874	4,938.67	9,255,077	5,687.75	10,658,859	1.69
13	ベルギー	株式	TELENET GROUP HOLDING	メディア	1,641	5,799.41	9,516,841	6,489.60	10,649,439	1.68
14	ドイツ	株式	SIEMENS-REG	資本財	720	13,164.03	9,478,103	14,251.60	10,261,156	1.62
15	イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	33,207	253.17	8,407,277	295.95	9,827,691	1.55
16	フランス	投資証券	ICADE	—	1,194	7,665.06	9,152,092	8,222.12	9,817,219	1.55
17	ドイツ	株式	SAP	ソフトウェア・サービス	963	9,604.12	9,248,775	10,147.28	9,771,840	1.55
18	イタリア	株式	LEONARDO-FINMECCANICA SPA	資本財	5,951	1,447.85	8,616,214	1,631.90	9,711,496	1.54
19	ジャージー	株式	SAFESTYLE UK	資本財	22,646	365.36	8,274,056	426.49	9,658,462	1.53
20	フランス	株式	CREDIT AGRICOLE	銀行	6,549	1,341.34	8,784,454	1,439.88	9,429,803	1.49
21	フランス	株式	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	資本財	1,731	5,079.19	8,792,088	5,394.50	9,337,888	1.48
22	イギリス	株式	LLOYDS BANKING GROUP	銀行	102,449	84.99	8,708,083	89.77	9,197,400	1.45
23	イギリス	株式	CENTRICA	公益事業	27,514	285.42	7,853,266	333.19	9,167,390	1.45
24	フィンランド	株式	NOKIA	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	16,124	481.63	7,765,835	564.17	9,096,751	1.44
25	イギリス	株式	BT GROUP	電気通信サービス	16,686	518.94	8,659,149	530.45	8,851,229	1.40
26	イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS	食品・飲料・タバコ	1,723	4,949.22	8,527,523	5,075.06	8,744,345	1.38
27	オランダ	株式	ROYAL DUTCH SHELL-A	エネルギー	2,692	2,841.11	7,648,291	3,212.89	8,649,125	1.37
28	イギリス	株式	AVIVA	保険	12,446	649.36	8,081,971	694.40	8,642,601	1.37
29	イギリス	株式	ACACIA MINING	素材	16,178	629.48	10,183,823	533.81	8,636,123	1.37
30	スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI	—	6,810	1,155.33	7,867,861	1,262.58	8,598,190	1.36

種類別および業種別投資比率

種　類	業　種	投資比率(%)
株式	銀行	15.76
	エネルギー	10.98
	資本財	9.94
	素材	8.60
	電気通信サービス	7.54
	保険	7.48
	食品・飲料・タバコ	5.00
	運輸	4.79
	ソフトウェア・サービス	4.74
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.17
	商業・専門サービス	2.39
	各種金融	1.96
	自動車・自動車部品	1.95
	メディア	1.68
	消費者サービス	1.67
	公益事業	1.45
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.44
	食品・生活必需品小売り	1.35
	耐久消費財・アパレル	1.33
	小売	1.28
	ヘルスケア機器・サービス	1.19
	小計	96.80
投資証券	―	2.92
合　計		99.73

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第10期計算期間(平成19年11月19日現在)	784	857	1.0494	1.1464
第11期計算期間(平成20年11月19日現在)	449	449	0.5149	0.5149
第12期計算期間(平成21年11月19日現在)	575	575	0.6346	0.6346
第13期計算期間(平成22年11月19日現在)	505	505	0.5874	0.5874
第14期計算期間(平成23年11月21日現在)	355	355	0.4793	0.4793
第15期計算期間(平成24年11月19日現在)	377	377	0.5535	0.5535
第16期計算期間(平成25年11月19日現在)	601	601	1.0061	1.0061
第17期計算期間(平成26年11月19日現在)	623	623	1.1945	1.1945
第18期計算期間(平成27年11月19日現在)	606	606	1.3159	1.3159
第19期計算期間(平成28年11月21日現在)	554	554	1.0382	1.0382
平成27年12月末日	593	－	1.2942	－
平成28年１月末日	544	－	1.1661	－
平成28年２月末日	521	－	1.0844	－
平成28年３月末日	563	－	1.1471	－
平成28年４月末日	564	－	1.1354	－
平成28年５月末日	579	－	1.1467	－
平成28年６月末日	481	－	0.9585	－
平成28年７月末日	516	－	1.0085	－
平成28年８月末日	517	－	1.0177	－
平成28年９月末日	513	－	0.9959	－
平成28年10月末日	524	－	1.0129	－
平成28年11月末日	567	－	1.0623	－
平成28年12月末日	630	－	1.1734	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第10期計算期間	0.1000
第11期計算期間	0.0000
第12期計算期間	0.0000
第13期計算期間	0.0000
第14期計算期間	0.0000
第15期計算期間	0.0000
第16期計算期間	0.0000
第17期計算期間	0.0000
第18期計算期間	0.0000
第19期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第10期計算期間	9.22
第11期計算期間	△50.93
第12期計算期間	23.25
第13期計算期間	△7.44
第14期計算期間	△18.40
第15期計算期間	15.48
第16期計算期間	81.77
第17期計算期間	18.73
第18期計算期間	10.16
第19期計算期間	△21.10

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第10期計算期間	359,731,670	325,787,595
第11期計算期間	246,706,575	121,387,922
第12期計算期間	123,739,005	89,254,824
第13期計算期間	59,899,288	107,908,052
第14期計算期間	28,613,519	145,618,779
第15期計算期間	287,938,797	348,940,786
第16期計算期間	132,797,403	216,731,266
第17期計算期間	263,971,957	339,830,984
第18期計算期間	120,941,516	182,145,484
第19期計算期間	145,333,597	72,144,768

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

（2016 年 12 月 30 日現在）

基準価額・純資産の推移

■基準価額・純資産総額の推移（過去 10 年）

＊基準価額、分配金再投資基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	11,734 円
純資産総額	630 百万円

■期間騰落率

期間	ファンド
１カ月	10.5%
３カ月	17.8%
６カ月	22.4%
１年	-9.3%
３年	5.4%
５年	141.4%
設定来	28.5%

＊期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2012 年 11 月	2013 年 11 月	2014 年 11 月	2015 年 11 月	2016 年 11 月	設定来累計
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	1,000 円

主要な資産の状況

■資産配分

	純資産比
株式	99.7%
キャッシュ等	0.3%

＊株式には、外国投資信託証券などが含まれています。

銘柄数	78

■組入上位５カ国

	国名	純資産比
1	イギリス	26.1%
2	フランス	21.1%
3	ドイツ	13.1%
4	イタリア	7.3%
5	オランダ	6.5%

■組入上位 10 銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	BARCLAYS	イギリス	銀行	3.3%
2	DEUTSCHE TELEKOM	ドイツ	電気通信サービス	2.8%
3	TOTAL	フランス	エネルギー	2.5%
4	ROYAL DUTCH SHELL-B	イギリス	エネルギー	2.2%
5	NOVARTIS-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.1%
6	AFRICA OIL	カナダ	エネルギー	2.1%
7	A P MOLLER - MAERSK-B	デンマーク	運輸	2.1%
8	ORANGE	フランス	電気通信サービス	2.0%
9	ING GROEP NV-CVA	オランダ	銀行	1.9%
10	AXA	フランス	保険	1.8%

＊国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。
＊業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移

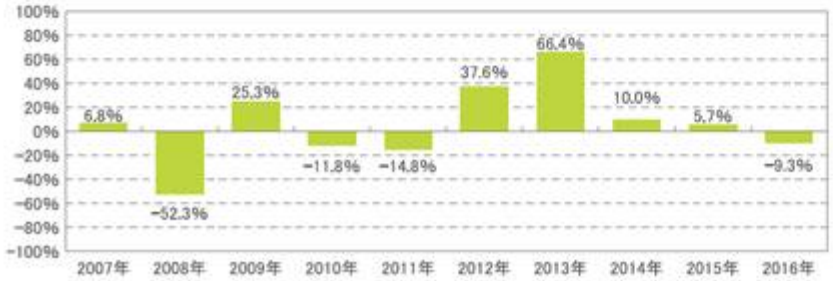

＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の２コースがあります。 ＊「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後３時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.16%（税抜き2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後３時までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して５営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。

換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

＜照会先＞
上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。
◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ http://www.invesco.co.jp/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<table>
<tr><td>基準価額の算定</td><td>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
 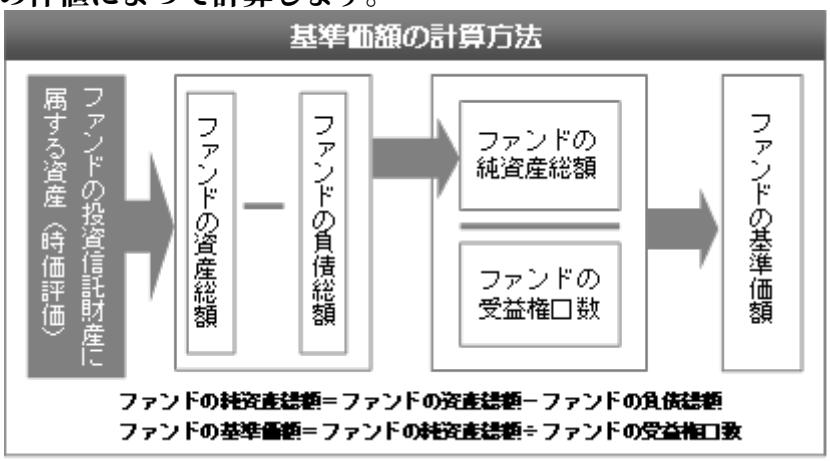
</td></tr>
<tr><td>基準価額の算出頻度と公表</td><td>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧エクイ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。
なお、基準価額は便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
◇基準価額の照会先◇
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページ http://www.invesco.co.jp/</td></tr>
<tr><td>主な投資資産の評価方法</td><td><table><tr><th>投資資産</th><th>評価方法</th></tr><tr><td>株式</td><td>原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。</td></tr></table></td></tr>
</table>

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	無期限（設定日：平成10年７月31日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 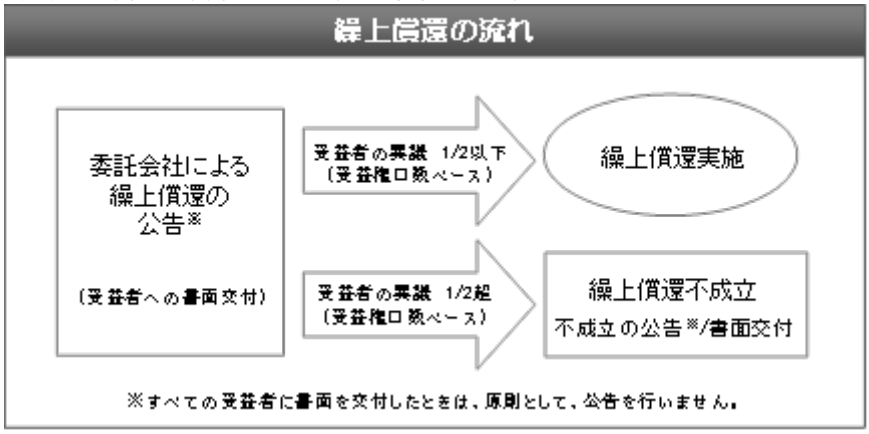 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が１カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 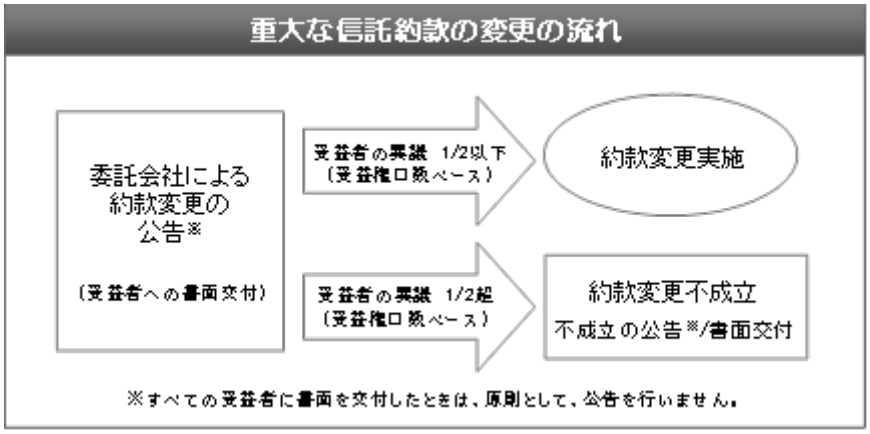 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。

反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第19期計算期間(平成27年11月20日から平成28年11月21日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
インベスコ　欧州エクイティファンド
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 (平成27年11月19日現在)	第19期 (平成28年11月21日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	9,240,435	1,558,588
コール・ローン	16,643,722	3,473,209
株式	575,297,008	531,425,557
投資証券	9,915,759	15,774,462
派生商品評価勘定	39	4,587
未収入金	1,584,201	7,446,959
未収配当金	360,161	928,321
未収利息	4	―
流動資産合計	613,041,329	560,611,683
資産合計	613,041,329	560,611,683
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	45	2,345
未払金	1,001,464	515,359
未払解約金	899,080	1,281,462
未払受託者報酬	310,176	286,315
未払委託者報酬	4,342,468	4,008,391
未払利息	―	9
その他未払費用	237,600	237,600
流動負債合計	6,790,833	6,331,481
負債合計	6,790,833	6,331,481
純資産の部		
元本等		
元本	460,704,355	533,893,184
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	145,546,141	20,387,018
（分配準備積立金）	137,189,788	121,651,958
元本等合計	606,250,496	554,280,202
純資産合計	606,250,496	554,280,202
負債純資産合計	613,041,329	560,611,683

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 平成26年11月20日 至 平成27年11月19日	第19期 自 平成27年11月20日 至 平成28年11月21日
営業収益		
受取配当金	13,150,534	14,765,756
配当株式	―	243,785
受取利息	420	134
有価証券売買等損益	86,193,514	△39,927,013
為替差損益	△31,298,189	△95,074,870
営業収益合計	68,046,279	△119,992,208
営業費用		
支払利息	―	25,325
受託者報酬	615,064	583,761
委託者報酬	8,610,824	8,172,596
その他費用	3,139,815	2,792,485
営業費用合計	12,365,703	11,574,167
営業利益又は営業損失（△）	55,680,576	△131,566,375
経常利益又は経常損失（△）	55,680,576	△131,566,375
当期純利益又は当期純損失（△）	55,680,576	△131,566,375
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,861,503	△16,155,471
期首剰余金又は期首欠損金（△）	101,513,380	145,546,141
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,354,723	11,172,454
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,354,723	11,172,454
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,141,035	20,920,673
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,141,035	20,920,673
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	145,546,141	20,387,018

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。）又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価格)、又は第一種金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間末日の取扱い 平成28年11月19日及び20日が休日のため、信託約款第40条第２項により、当計算期間末日を平成28年11月21日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期 (平成27年11月19日現在)	第19期 (平成28年11月21日現在)
1.期首元本額　521,908,323円 期中追加設定元本額　120,941,516円 期中解約元本額　182,145,484円 2.計算期間末日における受益権の総数 460,704,355口	1.期首元本額　460,704,355円 期中追加設定元本額　145,333,597円 期中解約元本額　72,144,768円 2.計算期間末日における受益権の総数 533,893,184口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 平成26年11月20日 至 平成27年11月19日	第19期 自 平成27年11月20日 至 平成28年11月21日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 1,594,576円 2.分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,704,062円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(34,115,011円)、信託約款に規定される収益調整金(122,936,066円)及び分配準備積立金(93,370,715円)より分配対象収益は260,125,854円(１万口当たり5,646.23円)ですが、分配を行っておりません。	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 1,513,415円 2.分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,116,689円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(183,472,224円)及び分配準備積立金(118,535,269円)より分配対象収益は305,124,182円(１万口当たり5,715.06円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融資産は、主として外国の株式であります。 外国の株式は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	第18期 (平成27年11月19日現在)	第19期 (平成28年11月21日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　　類	第18期 (平成27年11月19日現在)	第19期 (平成28年11月21日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株　　式	47,846,708	3,572,157
投資証券	1,304,616	△1,124,351
合　　計	49,151,324	2,447,806

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第18期(平成27年11月19日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　　建				
ユーロ	1,584,201	―	1,584,240	39
イギリスポンド	126,910	―	126,872	△38
デンマーククローネ	296,902	―	296,895	△7
売　　建				
ユーロ	423,812	―	423,812	―
デンマーククローネ	1,584,201	―	1,584,201	―
合　　計	4,016,026	―	4,016,020	△6

第19期(平成28年11月21日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　　建				
アメリカドル	179,542	―	182,491	2,949
ユーロ	4,054,323	―	4,051,978	△2,345
売　　建				
ユーロ	2,757,100	―	2,755,462	1,638
スイスフラン	4,054,323	―	4,054,323	―
合　　計	11,045,288	―	11,044,254	2,242

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自 平成26年11月20日 至 平成27年11月19日	第19期 自 平成27年11月20日 至 平成28年11月21日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

第18期 (平成27年11月19日現在)	第19期 (平成28年11月21日現在)
１口当たり純資産額　1.3159円 (１万口当たり純資産額　13,159円)	１口当たり純資産額　1.0382円 (１万口当たり純資産額　10,382円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

(平成28年11月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	ENI	2,494	12.38	30,875.72	
	REPSOL	2,586	12.16	31,458.69	
	ROYAL DUTCH SHELL-A	2,692	23.15	62,333.26	
	TOTAL	2,636	43.12	113,664.32	
	BASF	599	80.40	48,159.60	
	METSA BOARD OYJ	14,234	5.68	80,920.29	
	OUTOKUMPU	7,289	7.20	52,480.80	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,643	41.34	67,921.62	
	FERROVIAL	1,550	16.64	25,792.00	
	LEONARDO-FINMECCANICA SPA	5,951	11.80	70,221.80	
	SIEMENS-REG	528	106.65	56,311.20	
	RELX NV	4,020	14.90	59,918.10	
	ATLANTIA	3,817	19.93	76,072.81	
	CIE GENERAIE DES ETABLISSEMENTS MICHELIN	342	98.63	33,731.46	
	RENAULT	312	74.35	23,197.20	
	CAIRN HOMES	34,704	1.24	43,032.96	
	MELIA HOTELS INTERNATIONAL	4,807	10.80	51,915.60	
	TELENET GROUP HOLDING	1,641	47.26	77,561.86	
	CARREFOUR	2,756	22.23	61,265.88	
	KORIAN	2,500	25.64	64,112.50	
	BAYER-REG	618	91.46	56,522.28	

	BANCO SANTANDER	16,611	4.26	70,862.52
	BNP PARIBAS	914	54.39	49,712.46
	CREDIT AGRICOLE	6,390	10.81	69,075.90
	ING GROEP NV-CVA	7,826	12.78	100,016.28
	INTESA SANPAOLO	27,464	2.03	55,916.70
	SOCIETE GENERALE	2,215	40.22	89,087.30
	DEUTSCHE BOERSE AG-TENDER	834	76.52	63,817.68
	ALLIANZ-REG	327	150.75	49,295.25
	AXA	3,940	21.90	86,286.00
	NN GROUP	1,342	29.97	40,226.45
	CANCOM	1,112	43.00	47,816.00
	CAP GEMINI	666	76.59	51,008.94
	SAP	903	78.29	70,695.87
	SCOUT24	1,075	33.31	35,808.25
	NOKIA	15,439	3.91	60,366.49
	DEUTSCHE TELEKOM	8,725	14.41	125,727.25
	ILIAD	377	177.60	66,955.20
	ORANGE	6,859	13.66	93,693.94
	TELEFONICA	2,679	7.98	21,391.81
	TELEFONICA-RTS	2,679	0.31	854.60
	STMICROELECTRONICS	7,442	8.88	66,107.28
	ユーロ小計	213,538		2,502,192.12 (294,357,880)
イギリスポンド	BP	9,186	4.47	41,121.12
	ROYAL DUTCH SHELL-B	4,061	20.69	84,042.39
	ACACIA MINING	16,178	4.40	71,215.55
	RANDGOLD RESOURCES	695	57.90	40,240.50
	BAE SYSTEMS	10,047	5.93	59,628.94
	SAFESTYLE UK	22,646	2.55	57,860.53
	EXPERIAN	3,211	14.30	45,917.30
	EASYJET	3,917	10.71	41,951.07
	TAYLOR WIMPEY	16,961	1.52	25,933.36
	THOMAS COOK GROUP	32,565	0.71	23,414.23
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	1,301	43.59	56,717.09
	CRANSWICK	2,099	23.01	48,297.99
	IMPERIAL BRANDS	1,723	34.61	59,633.03
	BARCLAYS	64,795	2.12	137,527.38
	LLOYDS BANKING GROUP	102,449	0.59	60,895.68
	AVIVA	12,446	4.54	56,517.28
	LEGAL & GENERAL GROUP	18,721	2.32	43,563.76
	SAGA	26,952	1.94	52,421.64
	BT GROUP	16,686	3.62	60,553.49
	CENTRICA	27,514	1.99	54,917.94

	イギリスポンド小計	394,153		1,122,370.27 (153,944,306)	
スイスフラン	LAFARGEHOLCIM	646	53.85	34,787.10	
	ADECCO GROUP AG	520	61.10	31,772.00	
	NOVARTIS-REG	1,747	71.60	125,085.20	
	ROCHE HOLDING-GENUSSCHEIN	225	232.00	52,200.00	
	スイスフラン小計	3,138		243,844.30 (26,805,803)	
スウェーデンクローネ	AFRICA OIL	49,605	13.00	644,865.00	
	SSAB-B	33,723	28.30	954,360.90	
	NORDEA BANK	3,439	96.80	332,895.20	
	スウェーデンクローネ小計	86,767		1,932,121.10 (23,204,774)	
ノルウェークローネ	YARA INTERNATIONAL	2,263	320.80	725,970.40	
	EUROPRIS	14,991	38.30	574,155.30	
	ノルウェークローネ小計	17,254		1,300,125.70 (16,784,622)	
デンマーククローネ	A P MOLLER - MAERSK-B	70	9,030.00	632,100.00	
	CARLSBERG-B	682	587.50	400,675.00	
	デンマーククローネ小計	752		1,032,775.00 (16,328,172)	
	合計	715,602		531,425,557 (531,425,557)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	株式　42銘柄	100.00%	55.39%
イギリスポンド	株式　20銘柄	100.00%	28.97%
スイスフラン	株式　４銘柄	100.00%	5.04%
スウェーデンクローネ	株式　３銘柄	100.00%	4.37%
ノルウェークローネ	株式　２銘柄	100.00%	3.16%
デンマーククローネ	株式　２銘柄	100.00%	3.07%

②株式以外の有価証券(投資証券)

(平成28年11月21日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	ICADE	1,257	78,512.22	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI	5,936	55,578.76	
		ユーロ小計	7,193	134,090.98 (15,774,462)	
	合計			15,774,462	

			(15,774,462)	

(注)1.小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券　　２銘柄	100.00%	100.00%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成28年12月30日現在)

Ⅰ　資産総額	631,327,519 円
Ⅱ　負債総額	1,107,983 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	630,219,536 円
Ⅳ　発行済数量	537,070,090 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.1734 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成28年12月30日現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

①組織図

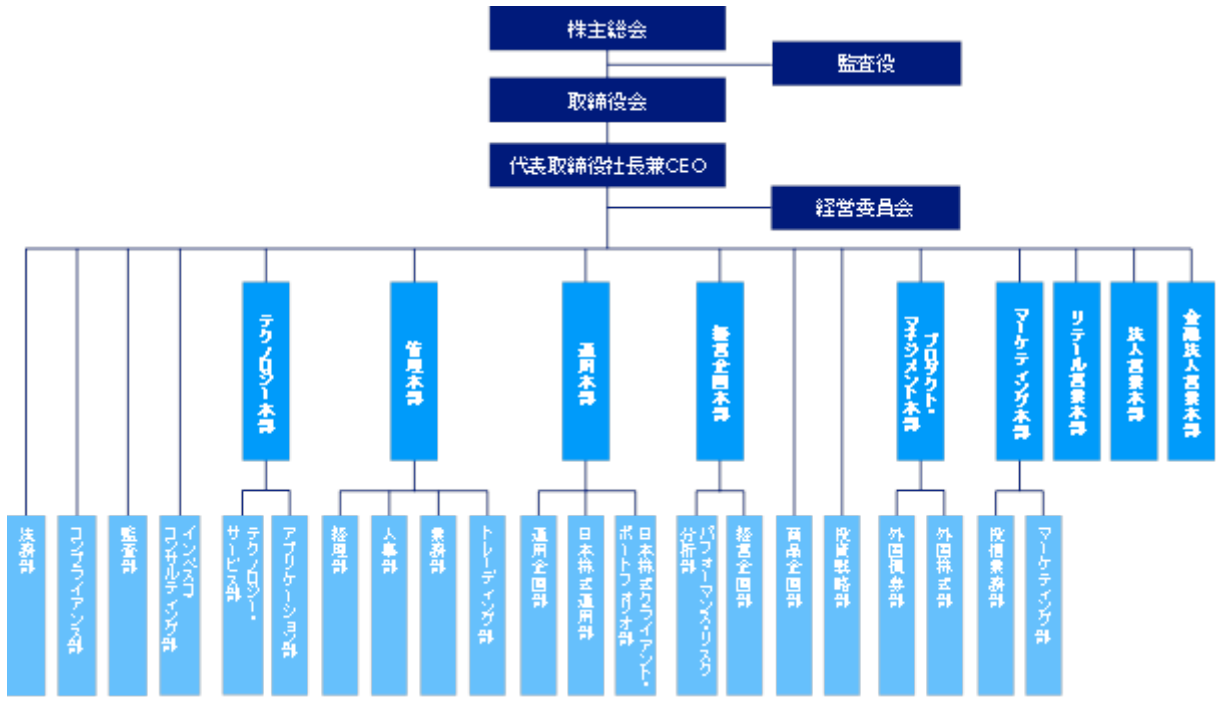

◆上記組織図における組織名称などは、平成28年12月30日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として月次で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、月次で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(平成28年12月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
株式投資信託	93	1,592,624
公社債投資信託	―	―
合　計	93	1,592,624

＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

３【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」　（平成19年８月６日内閣府令第52号）　に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人により監査を受けております。

　また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

　なお、従来、当社が監査証明を受けているＰｗＣあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年７月１日をもってＰｗＣあらた有限責任監査法人となりました。

1．財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成27年3月31日）内訳	前事業年度（平成27年3月31日）金額	当事業年度（平成28年3月31日）内訳	当事業年度（平成28年3月31日）金額
（資産の部）				
流動資産				
預金		2,122,128		4,569,983
前払費用		60,733		70,384
未収入金		353,158		391,690
未収委託者報酬		465,641		343,750
未収運用受託報酬		531,916		522,443
未収投資助言報酬		2,169		1,784
未収収益		1,000		―
未収消費税等		―		12,017
短期貸付金 ※1		1,500,000		―
繰延税金資産		407,651		221,042
その他の流動資産		909		1,666
流動資産計		5,445,307		6,134,763
固定資産				
有形固定資産 ※2				
建物附属設備	137,890		111,231	
器具備品	58,142		54,827	
建設仮勘定	―		21,620	
リース資産	―	196,032	10,141	197,819
無形固定資産				
ソフトウェア	12,414		7,123	
ソフトウェア仮勘定	2,846		3,329	
電話加入権	3,972		3,972	
のれん	380,923		355,944	
顧客関連資産	2,041,923	2,442,079	1,908,026	2,278,397
投資その他の資産				
投資有価証券	15,121		4,453	
差入保証金	360,412		361,886	
その他の投資	1,653	377,187	1,171	367,512
固定資産計		3,015,299		2,843,729
資産合計		8,460,607		8,978,492

（単位：千円）

科目	前事業年度（平成27年3月31日） 内訳	前事業年度（平成27年3月31日） 金額	当事業年度（平成28年3月31日） 内訳	当事業年度（平成28年3月31日） 金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		55,198		39,012
リース債務		—		3,171
未払金				
未払収益分配金	20		20	
未払償還金	33,774		33,791	
未払手数料	144,687		99,606	
その他の未払金	362,945	541,427	246,677	380,095
未払費用		149,162		197,914
未払法人税等		99,109		153,932
未払消費税等		122,371		—
賞与引当金		217,562		212,952
その他の流動負債		11,964		13,742
流動負債計		1,196,796		1,000,821
固定負債				
長期預り金		121,460		121,460
リース債務		—		7,817
退職給付引当金		463,882		485,351
役員退職慰労引当金		50,401		62,558
資産除去債務		64,741		64,967
繰延税金負債		—		2,303
固定負債計		700,485		744,457
負債合計		1,897,282		1,745,279
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953		1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,154,443		1,826,028	
利益剰余金合計		1,154,443		1,826,028
株主資本合計		6,561,396		7,232,981
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,928		230
評価・換算差額等合計		1,928		230
純資産合計		6,563,324		7,233,212
負債・純資産合計		8,460,607		8,978,492

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日) 内訳	金額	当事業年度 (自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日) 内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		3,661,088		3,016,943
運用受託報酬		2,530,401		2,296,925
投資助言報酬		25,764		27,957
その他営業収益		2,818,388		3,238,067
営業収益計		9,035,643		8,579,894
営業費用				
支払手数料		1,524,139		1,190,822
広告宣伝費		68,478		95,270
公告費		3,457		1,155
調査費				
調査費	241,920		296,085	
委託調査費	877,759		741,407	
図書費	3,264	1,122,944	3,171	1,040,664
委託計算費		238,086		273,955
営業雑経費				
通信費	20,461		18,497	
印刷費	59,279		58,636	
協会費	9,498	89,239	9,369	86,503
営業費用計		3,046,347		2,688,370
一般管理費				
給料				
役員報酬	108,016		96,444	
給料・手当	1,423,926		1,448,445	
賞与	1,055,695	2,587,639	957,961	2,502,851
交際費		31,716		42,552
寄付金		1,176		1,255
旅費交通費		92,803		117,489
租税公課		43,510		55,218
不動産賃借料		274,477		284,059
退職給付費用		169,918		148,670
役員退職慰労引当金繰入額		13,295		12,156
賞与引当金繰入額		217,562		212,952
減価償却費		213,171		211,499
福利厚生費		215,713		217,864
諸経費		931,039		1,110,211
一般管理費計		4,792,024		4,916,781
営業利益		1,197,271		974,742

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日) 内訳	金額	当事業年度 (自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日) 内訳	金額
営業外収益				
受取利息		1,391		37,241
保険配当金		3,559		3,629
投資有価証券売却益		―		1,219
為替換算差益		―		9,749
雑益		268		147
営業外収益計		5,219		51,987
営業外費用				
支払利息		―		80
為替換算差損		7,866		―
固定資産除却損		135		―
雑損		―		272
営業外費用計		8,001		352
経常利益		1,194,489		1,026,376
税引前当期純利益		1,194,489		1,026,376
法人税、住民税及び事業税		114,422		165,058
法人税等調整額		△245,718		189,732
法人税等計		△131,296		354,791
当期純利益		1,325,786		671,585

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
						繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	△171,343	△171,343	5,235,610
当期変動額								
当期純利益						1,325,786	1,325,786	1,325,786
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,325,786	1,325,786	1,325,786
当期末残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	1,154,443	1,154,443	6,561,396

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	471	471	5,236,081
当期変動額			
当期純利益			1,325,786
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	1,456	1,456	1,456
当期変動額合計	1,456	1,456	1,327,243
当期末残高	1,928	1,928	6,563,324

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	1,154,443	1,154,443	6,561,396
当期変動額								
当期純利益						671,585	671,585	671,585
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	671,585	671,585	671,585
当期末残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	1,826,028	1,826,028	7,232,981

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,928	1,928	6,563,324
当期変動額			
当期純利益			671,585
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	△1,698	△1,698	△1,698
当期変動額合計	△1,698	△1,698	669,887
当期末残高	230	230	7,233,212

「注記事項」
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　5～18年
器具備品　4～15年

（２）無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は20年であります。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）

1．概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を５つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

①(分類１)から(分類５)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

②(分類２)及び(分類３)に係る分類の要件

③(分類２)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

④(分類３)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

⑤(分類４)に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

2．適用予定日

平成29年３月期の期首より適用予定であります。

3．当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当事業年度の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
短期貸付金	1,500,000千円	―

※２有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	194,358千円	238,794千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	－	－	40,000

当事業年度（自　平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	－	－	40,000

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成27年３月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
1年内	207,226千円	235,193千円
1年超	86,344千円	1,103,116千円
合計	293,571千円	1,338,309千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。また、資金の運用に関しては、グループの方針に基づいて貸付を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成27年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	2,122,128	2,122,128	―
(2)未収入金	353,158	353,158	―
(3)未収委託者報酬	465,641	465,641	―
(4)未収運用受託報酬	531,916	531,916	―
(5)未収投資助言報酬	2,169	2,169	―
(6)未収収益	1,000	1,000	―
(7)短期貸付金	1,500,000	1,500,000	―
(8)投資有価証券			
その他有価証券	15,121	15,121	―
(9)差入保証金	360,412	359,376	△1,036
資産計	5,351,548	5,350,511	△1,036
(1)預り金	(55,198)	(55,198)	―
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	―
(3)未払償還金	(33,774)	(33,774)	―
(4)未払手数料	(144,687)	(144,687)	―
(5)その他の未払金	(362,945)	(362,945)	―
(6)長期預り金	(121,460)	(121,097)	△362
負債計	(718,086)	(717,724)	△362

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

当事業年度（平成28年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	4,569,983	4,569,983	―
(2)未収入金	391,690	391,690	―
(3)未収委託者報酬	343,750	343,750	―
(4)未収運用受託報酬	522,443	522,443	―
(5)未収投資助言報酬	1,784	1,784	―
(6)投資有価証券			
その他有価証券	4,453	4,453	―
(7)差入保証金	361,886	362,040	153
資産計	6,195,992	6,196,146	153
(1)預り金	(39,012)	(39,012)	―
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	―
(3)未払償還金	(33,791)	(33,791)	―
(4)未払手数料	(99,606)	(99,606)	―
(5)その他の未払金	(246,677)	(246,677)	―
(6)長期預り金	(121,460)	(121,513)	△53
(7)リース債務	(10,989)	(11,000)	△11
負債計	(551,557)	(551,622)	△64

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払収益分配金 (3)未払償還金 (4)未払手数料 (5)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金、(7)リース債務

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務につきましては、1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	2,122,128	―	―
(2)未収入金	353,158	―	―
(3)未収委託者報酬	465,641	―	―
(4)未収運用受託報酬	531,916	―	―
(5)未収投資助言報酬	2,169	―	―
(6)未収収益	1,000	―	―
(7)短期貸付金	1,500,000	―	―
(8)差入保証金	―	360,412	―
合計	4,976,014	360,412	―

当事業年度（平成28年３月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	4,569,983	―	―
(2)未収入金	391,690	―	―
(3)未収委託者報酬	343,750	―	―
(4)未収運用受託報酬	522,443	―	―
(5)未収投資助言報酬	1,784	―	―
(6)差入保証金	―	361,886	―
合計	5,829,652	361,886	―

（有価証券関係）

1．　その他有価証券

前事業年度（平成27年３月31日）

	取得原価 （千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	12,271	15,121	2,850
小計	12,271	15,121	2,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	12,271	15,121	2,850

当事業年度（平成28年３月31日）

	取得原価 （千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	3,121	3,506	385
小計	3,121	3,506	385
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,000	947	△52
小計	1,000	947	△52
合計	4,121	4,453	332

2．　事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

種　　類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	16,969	1,352	133
合計	16,969	1,352	133

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

1．　採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。また、当社は平成26年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2．　簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年３月31日)
退職給付引当金の期首残高	557,980
退職給付費用	137,761
退職給付の支払額	△85,791
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△62,824
その他の未払金への振替額	△83,243
退職給付引当金の期末残高	463,882

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	前事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	137,761

3．　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）において、32,156千円であります。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

1．　採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．　簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成28年３月31日)
退職給付引当金の期首残高	463,882
退職給付費用	116,999
退職給付の支払額	△7,248
その他の未払金への振替額	△88,281
退職給付引当金の期末残高	485,351

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	116,999

3．　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）において、31,671千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年３月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
賞与引当金	72,013	65,717
未払費用	29,178	40,322
未払退職金	35,963	27,243
株式報酬費用	7,881	7,795
その他	9,628	13,036
繰越欠損金	264,973	66,927
計	419,638	221,042
(2)固定資産		
退職給付引当金	150,019	148,614
役員退職給付引当金	16,299	19,155
資産除去債務	20,937	19,893
繰越欠損金	85,409	-
繰延税金負債（固定）との相殺	△7,570	△118
計	265,095	187,561
繰延税金資産小計	684,733	408,603
評価性引当額	△277,082	△187,561
繰延税金資産合計	407,651	221,042
繰延税金負債		
(1)固定負債		
資産除去債務	△6,648	△2,303
その他有価証券評価差額金	△921	△118
繰延税金資産（固定）との相殺	7,570	118
繰延税金負債合計	-	△2,303
繰延税金資産純額	407,651	218,739

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成27年３月31日）

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.6%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減額	△62.3%
税率変更による影響額	2.6%
その他	4.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.9%

当事業年度（平成28年３月31日）

法定実効税率	33.1%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減額	△7.2%
税率変更による影響額	1.3%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が31,282千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が31,282千円増加しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年４月１日及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が13,574千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が13,574千円増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
（１）当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	当事業年度 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
期首残高	64,515千円	64,741千円
時の経過による調整額	225千円	226千円
期末残高	64,741千円	64,967千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
①　製品及びサービスごとの情報
製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報
（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,649,470	2,821,740	863,397	39,946	5,374,555

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,385,054	投信投資顧問業

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,480,187	3,216,642	803,114	63,005	5,562,950

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	2,615,393	投信投資顧問業

（２）委託者報酬
委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬
運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	84,791,962米ドル	持株会社	(被所有)間接100%	資金の貸付	資金の貸付	1,500,000	短期貸付金	1,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	84,791,962米ドル	持株会社	(被所有)間接100%	資金の貸付	資金の貸付	2,000,000	－	－
							貸付金の回収	2,000,000		
							利息の受取	36,944		

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,438,063	未収入金	213,753

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,229 米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	2,672,303	未収入金	221,502

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holdings Company Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)	当事業年度 (自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)
１株当たり純資産額 164,083円11銭 １株当たり当期純利益金額 33,144円65銭	１株当たり純資産額 180,830円30銭 １株当たり当期純利益金額 16,789円63銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)	当事業年度 (自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)
当期純利益金額（千円）	1,325,786	671,585
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,325,786	671,585
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2．中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

科目		当中間会計期間（平成28年9月30日） 内訳	当中間会計期間（平成28年9月30日） 金額
（資産の部）			
流動資産			
預金			5,377,605
前払費用			93,164
未収入金			434,293
未収委託者報酬			325,141
未収運用受託報酬			436,508
未収投資助言報酬			1,806
未収消費税等	※2		3,191
繰延税金資産			305,248
その他の流動資産			148
流動資産計			6,977,109
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物附属設備		129,722	
器具備品		70,373	
リース資産		8,657	208,754
無形固定資産			
ソフトウェア		7,066	
ソフトウェア仮勘定		1,334	
電話加入権		3,972	
のれん		343,455	
顧客関連資産		1,841,078	2,196,906
投資その他の資産			
投資有価証券		2,730	
差入保証金		379,056	
その他の投資		1,013	382,800
固定資産計			2,788,460
資産合計			9,765,569

（単位：千円）

科目	当中間会計期間（平成28年9月30日） 内訳	当中間会計期間（平成28年9月30日） 金額
（負債の部）		
流動負債		
預り金		37,698
リース債務		3,190
未払金		
未払収益分配金	20	
未払償還金	33,791	
未払手数料	110,811	
その他の未払金	192,078	336,701
未払費用		156,494
未払法人税等		266,024
賞与引当金		630,901
その他の流動負債		38,787
流動負債計		1,469,796
固定負債		
長期預り金		117,535
リース債務		6,217
退職給付引当金		478,475
役員退職慰労引当金		68,771
資産除去債務		82,540
固定負債計		753,539
負債合計		2,223,336
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,135,129	
利益剰余金合計		2,135,129
株主資本合計		7,542,083
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		150
評価・換算差額等合計		150
純資産合計		7,542,233
負債・純資産合計		9,765,569

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日) 内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		1,151,759
運用受託報酬		841,732
投資助言報酬		11,572
その他営業収益		1,949,913
営業収益計		3,954,977
営業費用		
支払手数料		435,008
広告宣伝費		38,979
公告費		1,520
調査費		
調査費	147,173	
委託調査費	244,580	
図書費	1,144	392,897
委託計算費		143,862
営業雑経費		
通信費	8,385	
印刷費	36,732	
協会費	5,690	50,808
営業費用計		1,063,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	48,641	
給料・手当	759,983	
賞与	135,257	943,882
交際費		21,869
寄付金		795
旅費交通費		51,174
租税公課		42,417
不動産賃借料		152,407
退職給付費用		84,334
役員退職慰労引当金繰入額		6,212
賞与引当金繰入額		417,949
減価償却費　※1		108,632
福利厚生費		130,325
諸経費		512,195
一般管理費計		2,472,197
営業利益		419,702

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日) 内訳	金額
営業外収益		
受取利息		5
保険配当金		3,916
為替換算差益		13,635
雑益		451
営業外収益計		18,009
営業外費用		
支払利息		59
投資有価証券売却損		23
雑損		2,417
営業外費用計		2,499
経常利益		435,211
税引前中間純利益		435,211
法人税、住民税及び事業税		212,583
法人税等調整額		△86,473
法人税等計		126,110
中間純利益		309,101

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	1,826,028	1,826,028	7,232,981
当中間期変動額								
中間純利益						309,101	309,101	309,101
株主資本以外の項目の当中間期の変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	309,101	309,101	309,101
当中間期末残高	4,000,000	1,406,953	－	1,406,953	－	2,135,129	2,135,129	7,542,082

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	230	230	7,233,212
当中間期変動額			
中間純利益			309,101
株主資本以外の項目の当中間期の変動額（純額）	△80	△80	△80
当中間期変動額合計	△80	△80	309,021
当中間期末残高	150	150	7,542,233

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　5～18年
器具備品　　4～20年

（２）無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は20年であります。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（３）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損益として処理しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

平成28年度税制改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　平成28年6月17日公表）を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更により、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は585千円増加しております。

（会計上の見積りの変更）

当中間会計期間において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、当中間会計期間中に実施したオフィスレイアウト変更工事に係る新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額17,451千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は1,107千円減少しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	264,481千円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日)
有形固定資産	25,807千円
無形固定資産	82,825千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

１．当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至 平成28年9月30日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末

普通株式（株）	40,000	－	－	40,000

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
1年以内	249,762千円
1年超	978,235千円
合計	1,227,997千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

当中間会計期間（平成28年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)預金	5,377,605	5,377,605	－
(2)未収入金	434,293	434,293	－
(3)未収委託者報酬	325,141	325,141	－
(4)未収運用受託報酬	436,508	436,508	－
(5)未収投資助言報酬	1,806	1,806	－
(6)投資有価証券			
その他有価証券	2,730	2,730	－
(7)差入保証金	379,056	380,922	1,865
資産計	6,957,142	6,959,008	1,865
(1)預り金	(37,698)	(37,698)	－
(2)未払収益分配金	(20)	(20)	－
(3)未払償還金	(33,791)	(33,791)	－
(4)未払手数料	(110,811)	(110,811)	－
(5)その他の未払金	(192,078)	(192,078)	－
(6)長期預り金	(117,535)	(118,131)	△596
負債計	(491,934)	(492,531)	△596

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

(注)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

基準価額を基に算出しております。

(7)差入保証金

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)預り金 (2)未払収益分配金 (3)未払償還金 (4)未払手数料 (5)その他の未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

投資有価証券

当中間会計期間（平成28年9月30日）

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	2,211	2,461	249
小計	2,211	2,461	249
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	302	268	△33
小計	302	268	△33
合計	2,514	2,730	216

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自　平成28年4月1日 至　平成28年9月30日)
当期首残高	64,967千円
建物の不動産賃貸借契約の更新及びオフィスレイアウト変更工事に伴う再見積りによる増加額	17,451千円
時の経過による調整額	122千円
当中間期末残高	82,540千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　平成28年4月1日　至　平成28年9月30日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計
542,458	1,886,090	340,880	33,789	2,803,217

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,504,246	投信投資顧問業

（２）委託者報酬
委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬
運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
（１）１株当たり純資産額	188,555円83銭

	当中間会計期間 (自 平成 28年4月1日 至 平成 28年9月30日)
（２）１株当たり中間純利益金額	7,727円54銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	309,101
普通株式に係る中間純利益（千円）	309,101
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	ａ．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｂ．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｃ．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 ｄ．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ｅ．上記ｃ．およびｄ．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成28年９月30日現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成28年９月30日現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
ＰＷＭ日本証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成28年12月31日現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	70,416,143英ポンド (約10,069百万円※)	英国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※英ポンドの円換算は、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝143.00円）によります。

2【関係業務の概要】

<table>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。</td></tr>
<tr><td>再信託受託会社の概要</td><td><table>
<tr><td>名称</td><td>資産管理サービス信託銀行株式会社</td></tr>
<tr><td>資本金</td><td>50,000百万円(平成28年９月30日現在)</td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td></tr>
<tr><td>再信託の目的</td><td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。</td></tr>
<tr><td>投資顧問会社</td><td>委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。</td></tr>
</table>

3【資本関係】

受託会社	該当事項はありません。
販売会社	該当事項はありません。
投資顧問会社	該当事項はありません。

第３【その他】

目論見書の名称等	目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
目論見書の表紙等の記載事項	・交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載します。 －ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。 －ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。 －ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。 ・請求目論見書の表紙等に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載することがあります。 ・請求目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。 －インベスコ　欧州エクイティファンドは、株式などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。 ・目論見書の表紙等に使用開始日を記載することがあります。 ・目論見書の表紙等または本文にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、お申し込みに関する事項などを記載することがあります。 ・目論見書の表紙等に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。
請求目論見書の掲載事項	請求目論見書に、ファンドの信託約款を掲載します。
目論見書の使用方法等	目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年６月３日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた監査法人
指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年１月11日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ　欧州エクイティファンドの平成27年11月20日から平成28年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ　欧州エクイティファンドの平成28年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成28年12月７日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田 光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。